



一人でも入れる組合

# ユニオン神奈川

No. 121

2020年8月18日

発行：日本労働組合総連合会神奈川県連合会  
連合ユニオン神奈川事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1ワークピア4F

TEL:045-211-1133 FAX:045-201-8866

(相談ダイヤル) 0120-154-052

## 連合ユニオン神奈川第1回学習会開催 テーマ「新型コロナウイルス関連最新労働問題」

7月17日(金)「連合

ユニオン神奈川2020年度第1回学習会」を開催した。今回のテーマは「新型コロナウイルス関係の労働問題」とし、神奈川総合法律事務所の嶋崎量弁護士を講師に招き、新型コロナウイルスの感染が広がる中、多くの職場で発生している労働問題や、新型コロナウイルスがもたらす今後の職場環境の変化、さ



講演中の嶋崎弁護士

らに現在の法制度の中でどのように対応していくべきかなど、幅広く講演をしていただいた。参加者は組織加盟組合から13名、個人組合員から9名、ユニオン役員関係から15名の計37名となった。

連合ユニオン神奈川の労働相談においても新型コロナウイルスの感染が始まった3月中旬から7月末までの新型コロナウイルスに関する相談は104件であり、この間の相談件数(216件)の48%になりほぼ半数が新型コロナウイルスに関する労働相談である。相談内容の内訳をみると、休業補償関係が49件(47%)、シフト減による賃金減が16件(15%)、

退職強要・解雇関係が14件(13%)と圧倒的に休業補償に関する労働相談が多く、そのほとんどが非正規社員である。

休業補償をしないとされた相談者は、生活が困窮するだけではなく将来不安も大きく、切実な問題である。

私たちが相談を受けるアドバイザーとしても、休業補償の相談に対しては、現行の労働基準法26条に定める休業手当(平均賃金の6割)を基本にアドバイスを行っていたが、講演の中でも示されたように、労働基準法26条の休業手当は最低限の補償であるという考え方で、今回のように感染拡大予防のために会社が休みに



学習会開場の様子

なった場合は、会社に対して100%を要求すべきであるとのこと、今後の対応の考え方となった。今回の学習会で、新型コロナウイルスに関する法的な基本概念を改めて整理できたことや、「With a f t e r コロナ」といわれる新しい労働環境の中での労働運動の在り方について考えさせられた。私たちアドバイザーとして、新型コロナウイルスに関する労働問題に対して対応するべき姿勢や注意点を明確にしていたことが、とても極めて有意義であった。

# 横須賀市民に (株)しんわの不法行為を訴える！

## 7. 16 京急横須賀中央駅頭及び (株)しんわ本社前ビラ撒き行動実施！！

しんわグループは違法な団体交渉拒否をやめ、労働組合との交渉を通じて介護現場の改善を図るべきです

- しんわグループの異常その1・団体交渉拒否  
連合ユニオン神奈川・しんわグループ労働組合は、介護現場に配布された【マスク】回収問題、ケアマネージャーへの違法行為指示、施設改善加算金の適切な支給、介護現場の人員不足解消、リネン業務の迅速な改善などについて繰り返し団体交渉を申し入れています。しんわグループは時を置かず毎日各種に団体交渉を拒否し、組合の改善要求を無視しています。私たちは、団体交渉以外でも、横須賀市への情報提供などを通じて、回収された【マスク】を介護現場に届かせる、職員に支給していなかった施設改善加算金を支給させるなどの改善を求めましたが、違法や不正をなくし、利用者・働く者が安心して介護サービスを実現するには、現場の実態を団体交渉を通じてしんわグループの運営にしっかりと反映させることが必要です。団体交渉拒否は違法行為（労働組合法7条）であり、しんわグループは速やかに労働組合との交渉に応じ、介護現場の改善を図るべきです。
- しんわグループの異常その2・突然賞与の支払いが滞れる  
連年の異常事態について、しんわグループの(株)しんわは毎月20日の団体交渉で、8月末までに夏季賞与を支給すると決定しましたが、わずか3日後、再ベン会長が突然、従業員に賞与のうち半額の支払時期を10月に遅らせると発表。組合に事柄の説明はありませんでした。
- しんわグループの異常その3・週の所定労働時間48時間、天引きした社会保険料をピンハネ  
週の所定労働時間48時間を超えて48時間を超えていたが、1989年の労働基準法改正で短縮された。現在は原則40時間。ところが、しんわグループの(有)しんわコンドでは、その30年経っても、週の所定労働時間が48時間(8時間×月×上、祝日も出勤)、日曜日以外に休むと欠勤控除として給与カット。さらに、職員からは給与に該当する厚生年金・健康・介護保険料を支払さず、日本年金機構には実際よりも低い月額額(わずか60%)を申告して高額なピンハネ。介護事業者が介護報酬を正しく納めないとは信じられません。
- しんわグループの異常その4・裁判所で残業代やピンハネ分の支払を命じられても無視  
裁判した裁判官が残業代やピンハネ分の支払を命じた上で、裁判所が裁判所で従業員等に対しては強制執行をほかに強制執行しようとする判決がありました。裁判、一銭も払わず。さらにはしんわコンドの土地をしんわグループの法人名義に書き換えてしまいました。

現在、横浜地方裁判所横浜支部・神奈川県労働委員会で、しんわグループの異常を正すための手続を進めています。私たちは、しんわグループの異常を正し、利用者・働く者が安心してできる介護サービス実現のために頑張ります。

連合ユニオン神奈川、連合ユニオン神奈川しんわグループ労働組合  
横浜市中区山手町1-1-1 ワークピアエド、045-231-1122

7月16日(木) 8時半から、京浜急行横須賀中央駅改札口にて「連合ユニオン神奈川しんわグループ労働組合」と連合ユニオン神奈川執行委員、サポーター総勢14名は、株式会社しんわグループの不法行為および不当労働行為に対する抗議活動の一環として、ビラ撒きを行ない、しんわグループの実態を横須賀市民に訴えた。

しんわグループが「団体交渉の拒否」「賞与の支払いを一方的に遅らせる」「所定労働時間48時間、天引きした社会保険料をピンハネ」「裁判所からの残業代未払い分の支払い命令の無視」などの行為を行い、労働組合との団体交渉に応じないばかりか、厚生労働省から介護施設に無償配布された「マスク」を本部が回収し、利用者や職員には自己負担にした。このことが横須賀市からの事実確認で発覚すると現場に戻す、さらに「介護職員処遇改善加算」の職員への未払いなど多くの問題を横須賀市民に訴える「しんわグループの実態を記したビラを配布した。駅頭で「ビラ」を受け取った市民からも支援をいただき、心強く活動を行った。その後、株式会社しんわ(安浦)本社に移動し、本社前で街頭行動とビラ撒きを行い、活動への支援を訴えた。



しんわグループ本社ビル



横須賀中央駅頭でのビラ撒き

わ(安浦)本社に移動し、本社前で街頭行動とビラ撒きを行い、活動への支援を訴えた。連合ユニオン神奈川は、「連合ユニオン神奈川しんわグループ労働組合」と連携し、株式会社しんわへの交渉を通じての現場改善に取り組んでいきます。皆さんのご支援をお願いします。

### 連合神奈川からのお知らせ 「2020年7月豪雨災害に対する緊急カンパの実施」

7月3日に発生した豪雨被害地域への緊急カンパを行っています。皆さまのご協力をお願いします。

(詳細は連合神奈川ホームページ)